

令和5年度委託に関する個別労務報酬下限額の設定の調整経過について

業務内容	担当課	調整結果（令和4年8月調査）	事務局案
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	公園緑地課	<緑進会の意見> ・都の最低賃金の引き上げ額については、致し方ない。それに合わせて東京都の労務単価も上がり、諸経費も含めた公共積算による業務委託金額での発注になると考えるので、特に問題は無いのではないか。	現在の労務報酬下限額¥1,075 円から <u>34 円引き上げて¥1,109 円</u> とする。
街路樹維持管理 (街路樹等の補助作業員除く)	道路交通課	・特に意見なし	現在の労務報酬下限額¥1,082 円から <u>31 円引き上げて¥1,113 円</u> とする。
下水管渠清掃清掃 (補助作業員除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	下水道課	・単に労務報酬下限額が上がるだけであれば問題はないが、額の上昇に伴い、関連する経費も影響を受けるものと考えられる。細かな計算はしておらず影響の程度は不明瞭であるが、現状では現在の額の維持が望ましいのではないか。	現在の労務報酬下限額 <u>¥1,328 円</u> から <u>31 円引き上げて¥1,359 円</u> とする。
可燃物等収集運搬業務	ごみ対策課	・(1)下限額については、1100 円くらいまでなら対応が可能である。 ・(2)下限額については、1300 円まで対応が可能である。 ・(3)下限額については、多少の余裕はあるため、厳しいなどの意見は特になし。具体的な金額の提示はありませんでした。	現在の労務報酬下限額¥1,083 円から <u>31 円引き上げて¥1,114 円</u> とする。

資料 4

<p>学校給食センター調理等業務 学校給食配送業務委託 学校給食配膳業務委託</p>	<p>学校給食センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調理等業務委託 東京都の引き上げ額 31 円アップが上限とのことです ・配送業務委託 東京都の引き上げ額 31 円アップでも対応可能とのことです (対応可能＝上記、調理等業務同様に上限ということだと思います) ・配膳業務委託 10 円以内のアップは対応可能とのことです 	<p>調理等業務・配送業務は¥1,090 円から <u>31 円</u>引き上げて¥1,121 円 配膳業務は¥1,075 円から <u>34 円</u>引き上げて¥1,109 円とする。</p>
--	-----------------	---	--

前回資料からの変更点です。